

Kanazawa University,
Faculty of Economics and Management

Discussion Paper Series

No. 071

BCBS (バーゼル銀行監督委員会):
国際銀行規制・監督における政策協調の要

佐藤 秀樹

h-sato@staff.kanazawa-u.ac.jp

6 October 2022



金沢大学経済学経営学系
〒920-1192 金沢市角間町

Faculty of Economics and Management,
Kanazawa University

Kakumamachi, Kanazawa-shi, Ishikawa, 920-1192, Japan

https://keikei.w3.kanazawa-u.ac.jp/research_dp.html

BCBS (バーゼル銀行監督委員会) : 国際銀行規制・監督における政策協調の要*Discussion Paper Series, No. 71*

Faculty of Economics and Management, Institute of Human and Social Sciences,
Kanazawa University,
6 October 2022¹

金沢大学人間社会研究域 経済学経営学系
佐藤 秀樹

目次

1. 序論：BCBS を取り上げる意義
2. 中央銀行の金融政策とグローバル経済の 3 つの課題
3. バーゼル規制と国際協調
4. 総括：4 つの視点からの今後の展望

謝辞：インタビューとディスカッション

参考文献一覧

要約

1974 年に創設されたバーゼル銀行監督委員会(BCBS: Basel Committee on Banking Supervision)は、金融システムの安定化を目的とするプルーデンス政策(prudential policy: 信用秩序維持政策)の領域で不可欠な機能を発揮している。金融機関、中でも預金を取り扱う「銀行業務(banking)」を効率的に監督することは、変化の著しい国際金融市場やクロスボーダー(あるいはクロスセクター)取引が活発化する環境下で、金融危機を防止するためにはなくてはならない政策である。しかし、プルーデンス政策を国際的に統一することは容易ならざることであるため、BCBS はソフトローアプローチを用いて協調・調和させることに照準を置いている。本稿では、現在の国際金融界における BCBS の意義、必要性を、制度と政策のデザインという点に立脚しつつ、総合的に検討するものである。

Keywords: 金融システムの安定化(financial stability)、中央銀行(central bank)、プルーデンス政策(prudential policy)、国際協調(international harmonization)

¹ 本研究は、日本学術振興会科学研究費 21K01612、21KK0235、及び金沢大学自己超克プロジェクトの支援を受けている。これらの機関に記して感謝申し上げます。

1. 序論：BCBS を取り上げる意義

本稿ではプルーデンス政策(prudential policy)を、①グローバルな視点から取り組み、②銀行に照準を絞った政策を行うバーゼル銀行監督委員会(BCBS: Basel Committee on Banking Supervision)の政策と制度を取り扱う。

BCBS は銀行監督に係る政策と制度の形成において、国際協調を図る使命を擁する機関である。とりわけ、ミクロプルーデンス政策(micro prudence)に加え、2008年に顕在化した世界金融危機(GFC: Global Financial Crisis)以降、世界の当局、学界の耳目を集めるようになったマクロプルーデンス政策(macro prudence)において必要不可欠な国際組織となった。このBCBSに関して、以下の3つの視点が挙げられる。

第1に、銀行監督の根底にある基準を設定できることである。これは国際規制設置機関、すなわち、ISSBs(international standard-setting bodies)としてのBCBSを意味している。BCBSは、金融機関のモニタリングを主とする金融監督(financial supervision)に対して、ルール、つまり基準を策定することを主とする金融規制(financial regulation)を駆使することが可能である。具体的には、金融機関が必要とする資本を蓄積しているかという適格な資本要件(capital adequacy)をチェックするいわゆるバーゼル規制であるBasel I, II, IIIが挙げられよう。ことに、現在では、Basel IIIの実行(implementation)がメンバー諸国でどれだけ達成しているのかどうかに関して、段階を設けて明らかにされている。つまり、ヒートマップで加盟国別の達成状況が明示されている。

第2に、銀行が金融機関の中でも特殊性をもつことである。金融機関は大別して、銀行部門、証券(投資銀行)部門、保険部門の3つに区分されるが、中でも大衆からの預金を取り扱う(英国では伝統的に預金取扱機関[deposit-taking institutions]と呼ばれる)「銀行」は特別な地位を有する²。

また、Revell(1973)は、「銀行システムは、経済における決済メカニズムの主要な部分にて責務を担っている」そして、「その影響はすべてに行き渡る」と明言している³。具体的には、例えば、米国を発端とする前述のGFCは、リーマンショックで知られるリーマンブラザーズの破綻のみが強調されるが、米最大手銀行のシティバンクや最大手保険機関であるAIGは救済されている。いわゆる「大きすぎて潰せない(TBTF: too big to fail)」が払拭で

² このような銀行の特殊性に関しては、佐藤秀樹(2022)「銀行監督論総論：なぜ金融システム安定化のために銀行監督が必要なのか」『金沢大学経済論集』第42巻第2号でも検討している。

³ Revell, Jack. 1973. *The British Financial System*, The Macmillan Press, p. 113. これは、英国の金融システムを項目ごとに明瞭に整理され1973年当時の状況を知る上で有益な書籍である。Jack Revell教授(University College of North Wales, Bangor)は、secondary bankingの分析でも有名で、英国の伝統的ある著名業界誌The Bankerでも論説を発表している。Revell, Jack. 1976. "Reforming UK bank supervision", *The Banker*, Vol. 126, No. 607, September.

きにくいのは、証券部門のリーマンブラザーズとは異なり、預金を取り扱う銀行部門のシェイ、保険・年金という長期の資産運用を老後まで安定的に行うことを基本的に念頭に置いている保険部門のAIGは、公的資金を用いても救わないといけなかったためである（いわゆるバイルアウト[bail-outs]の適用）。ここで、事後的措置(ex-post)ではなく、事前的措置(ex-ante)として、銀行の資本規制や流動性規制が重要となってくる（後述の図を参照）。

第3に、BCBSがグローバルな金融規制の指針、ガイドラインを策定し、デファクトスタンダードを形成できることである。先にも述べた通り、GFC以降マクロプルーデンス政策が重要視される傾向が明らかであるが、その前提となるミクロプルーデンス政策と合わせたプルーデンス政策は、信用秩序維持政策として、世界各国の財務省、金融監督当局、そして中央銀行にとって自国の金融システムの安定化のためになくしてはならない位置にある。一方で、各国の金融システムは固有のものであり、国ごとの差が大きい。ここにプルーデンス政策を画一化することの難点がある。したがって、従来よりBCBSは、プルーデンス政策の統合を目指すのではなく、協力(cooperation)、協調(coordination)、並びに調和(harmonization)をその手段としてきた経緯がある。これは、法的拘束力を駆使するハードロー(hard law)ではなく、いわゆる「紳士協定(gentleman agreement)」を旨とするソフトロー(soft law)を活用していることに留意する必要がある⁴。

以上の3点、つまりBCBSが銀行監督の岩盤となる基準を設定できること、銀行が金融機関の中で特別な地位を有すること、そして多様な各国のプルーデンス政策をグローバルに調和させる使命を持っていることを述べた。本稿では、このような論点を念頭に置き、BCBSが存在する意義を、政策と制度の分析によって考察したい。その作業を通して、現在の我々が置かれている変貌極まりない金融市場の動向において、安定と成長を両立させ得る適切なプルーデンス政策を見出すための示唆を得ることに繋がると考えられる。

2. 中央銀行の金融政策とグローバル経済の3つの課題

2022年現在、世界経済はウクライナ危機を契機とする国際秩序の大きな不安定性の中、資源価格の高騰を軸とする物価高(インフレーション)という予想が難しかった事態に直面している。これまで、2019年末から発生したパンデミック危機(コロナ禍)における2020

⁴ BIS等を始めとする国際機関におけるソフトローの研究として、Brummer, Chris. (2020). "Soft Law and the BIS", in Borio, Claudio, Claessens, Stijn, Clement, Piet, McCauley, Robert N., and Hyun Song Shin (eds.) *Promoting Global Monetary and Financial Stability: The Bank for International Settlements after Bretton Woods, 1973-2020*, Cambridge University Press、及び Brummer, Chris. (2015). *Soft Law and the Global Financial System: Rule Making in the 21st Century*, Second Edition, Cambridge University Press がある。

年 3 月に相次いで主要国の中央銀行で展開されたコロナ対応のより一層の量的緩和(QE: Quantitative Easing)は、米 Fed (連邦準備制度: Federal Reserve) を先頭に量的引き締め(QT: Quantitative Tapering)に舵を切り、コロナ禍の低金利政策からの脱却が見られる。そもそも Fed は、「雇用の最大化(maximum employment)」及び「長期的な観点に立った 2% のインフレ率(inflation at the rate of 2 percent over the long run)」を達成目標としている特殊な中央銀行である。後者は日本銀行(BOJ: Bank of Japan)や英イングランド銀行(BOE: Bank of England)等とは異なりインフレターゲット政策ではないが、2%を目途に設定していることは、欧州中央銀行(ECB: European Central Bank)を含めた主要中央銀行の望ましいインフレ率基準と同じ方針である。しかし、前述した「雇用の最大化」を何よりも第一目標に置いている時点で、Fed の雇用・成長重視の金融政策が原則的に見て取れよう。

一方で、前述のこれまでの継続するデフレーションの状況を一変させたのが、2022 年 2 月に勃発したウクライナ危機であり、この地政学的リスクと連動した原油価格等の資源価格の急激な上昇と物価全体の上昇である。Fed における金融政策の最重要決定機関である米連邦公開市場委員会(FOMC: Federal Open Market Committee)は 2022 年 5 月 4 日に 0.5%の政策金利引き上げを決定し、FF(Federal Fund)レートの誘導目標を 0.75~1.00%の水準とし、同時に国債(Treasury securities)、エージェンシー債(agency debt)、エージェンシーMBS(agency mortgage-backed securities)の保有を減らし始めることを同年 6 月から実施する旨、発表した⁵。つまり、従来の政策を転換し、量的引き締めに明瞭に動き出している⁶。続く同年 6 月 15 日の 0.75%の利上げ⁷により、FF レートの誘導目標は 1.50~1.75% になった⁸。引き続き、前述の 3 つの保有債券を減らすことも継続している。

さらに、7 月 13 日には米消費者物価指数(CPI: Consumer Price Index)が労働統計局(US Bureau of Labor Statistics)から発表⁹され、前年同月比で 9.1% (食品・エネルギーを除いても前年同月比 5.9%上昇) という目を見張るインフレーションの状況となり、1981 年 11 月以来、40 数年ぶりの上昇となった¹⁰。外国為替相場でも米ドルは対円、対ポンド、そして

⁵ Federal Reserve. 2022. “Federal Reserve issues FOMC statement”, *Press Release*, May 4.

⁶ これは、Fed のバランスシート(B/S: balance sheet)の規模を縮小するプログラムの一環である。詳しくは、上記と同日に発表された Federal Reserve. 2022. “Plans for Reducing the Size of the Federal Reserve’s Balance Sheet”, *Press Release*, May 4 を参照。しかし、Fed の B/S 縮小原則[Principle]それ自体は、2022 年 1 月にすでに設けられている。

⁷ Federal Reserve. 2022. “Federal Reserve issues FOMC statement”, *Press Release*, June 15.

⁸ 2022 年 6 月 15 日の FOMC による大幅な利上げ決定についての議事録は 2022 年 7 月 6 日に公表されている。詳しくは、Federal Reserve. 2022. *Minutes of Federal Open Market Committee June 14-15, 2022*, 6 July を参照。

⁹ US Bureau of Statistics. 2022. “Consumer Price Index Summary”, *Economic News Release*, 13 July 2022.

¹⁰ 米 CPI の結果は、日本の円安をさらに進める要因ともなり、日本でも大きく取り上げられている。『日本経済新聞』2022 年 7 月 14 日付朝刊参照。

対ユーロで極めて高い増価（ドル高）の地合いを作っている。そして、2022年7月27日のFOMCでは、6月に引き続きさらに0.75%利上げし、FFレートの誘導目標を、2.25～2.50%とすることを決定した¹¹。並行して上記の3つの債券保有の減少も続けることも示された。これは、2022年5月に公表されたFedのバランスシート縮小プログラムに基づいている。依然として長短金利付き量的質的金融緩和を継続する日本と、米国との中央銀行の政策の差異は、長期金利差の市場の見通しが大きく広がることで、円安ドル高の状況を生み出し、日本政府（財務省）と日本銀行による円買い・ドル売りの単独介入が2022年9月22日（日本市場の3連休前）に実施された。今後の外国為替相場や長期金利を始めとする市場の動向は予断を許さない。

なお、周知の通り、2022年8月のジャクソンホール(Jackson Hole Economic Policy Symposium)¹²でのパウエルFed議長の端的な講演は、歴史から教訓を得ることを不可避としたインフレーションに対する毅然としたメッセージを市場に送り、さらにドル高円安、ドル高ユーロ安を生み出した¹³。そして、2022年9月21日のFOMCにて、再び0.75%利上げし、FFレートの誘導目標を3.00～3.25%とした¹⁴。

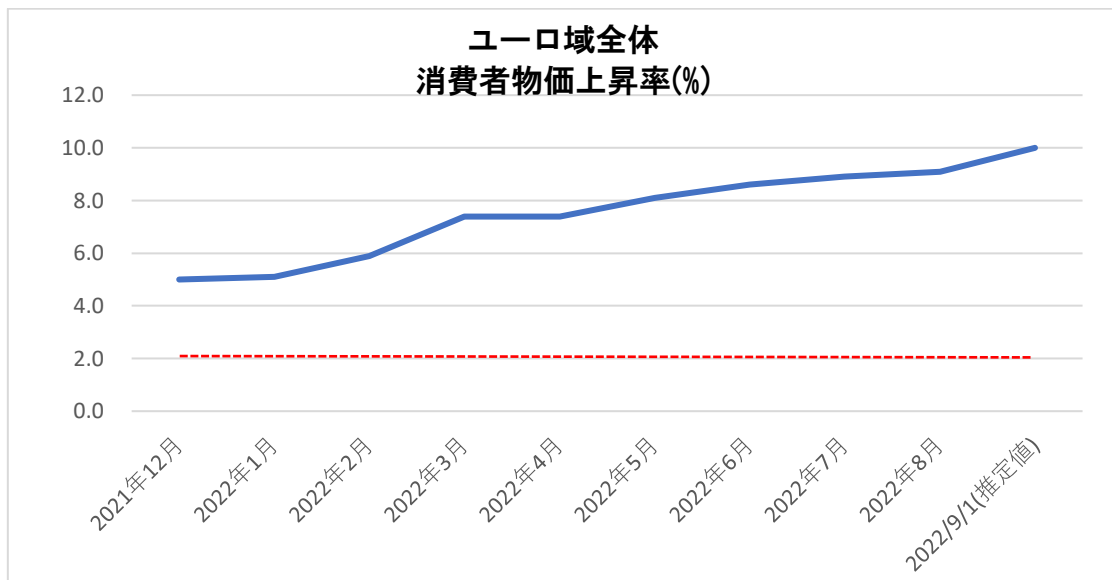
¹¹ Federal Reserve. 2022. “Federal Reserve issues FOMC statement”, *Press Release*, 27 July.

¹² カンザスシティ米連銀が毎年、当局者やアカデミア等を招いて開催する会議であり、各国中央銀行総裁、とりわけFed議長の見解が世界のマーケットの耳目を集めている。本年は、副題として、“Reassessing Constraints on the Economy and Policy”(経済と政策における抑制要因の再評価)が付されており、政策を拘束する要素が強い現状を示唆している。

¹³ ジャクソンホールでのパウエル議長の講演内容は、Powell, Jerome H. 2022. *Monetary Policy and Price Stability*, at “Reassessing Constraints on the Economy and Policy”, an economic policy symposium sponsored by the Federal Reserve Bank of Kansas City, Jackson Hole, Wyoming を参照。

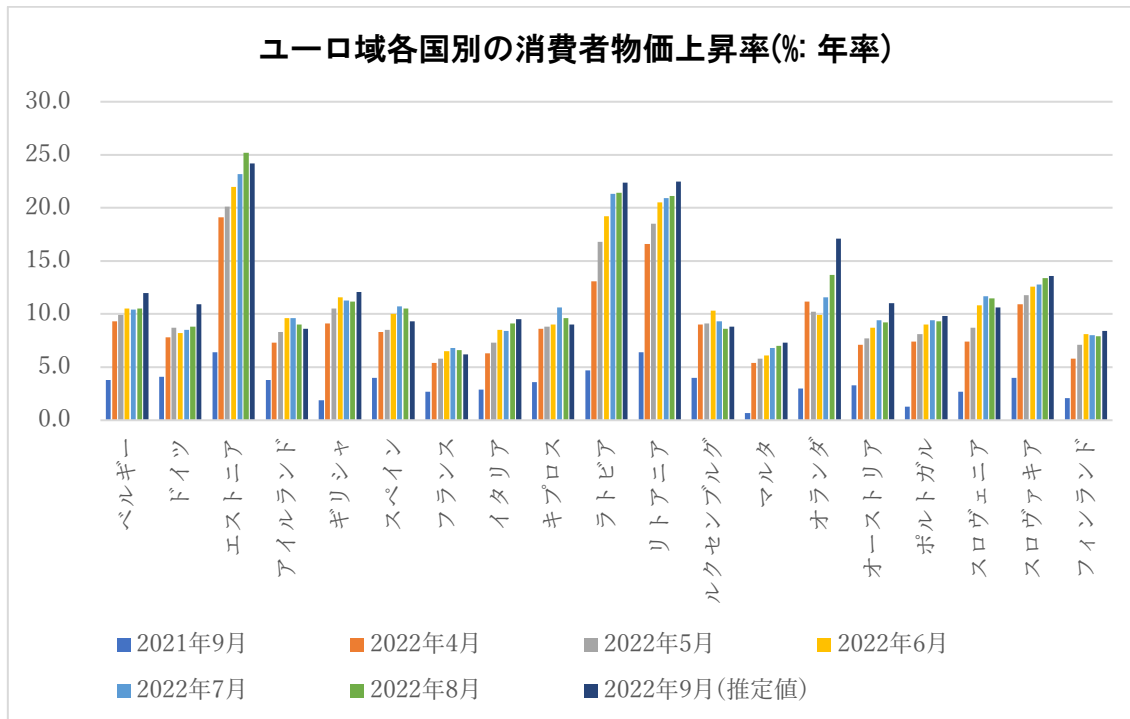
¹⁴ Federal Reserve. 2022. “Federal Reserve issues FOMC statement”, *Press Release*, 21 September.

図表 1：ユーロ域の消費者物価上昇率（2021年12月～2022年9月）



出所：European Central Bank. 2022. *Inflation rate*, in the ECB website, as of 30 September より作成。赤の点線は、目標値の2%のライン。

図表 2：ユーロ域各国別の消費者物価上昇率（2021年9月及び2022年4月～9月）



出所：Eurostat, *Euro area annual inflation up to 10.0%, Flash estimate – September 2022*, 30 September 2022 より作成。

一方、欧州のユーロ域(Euro Area)では、ECBが2022年7月21日の政策理事会(Governing Council)にて、政策金利を50 ベーシスポイント引き上げた。つまり、主要リファイナンスオペ(main refinancing operations)を0.50%へ、限界貸付ファシリティ(marginal lending facility)を0.75%へ、そして預金ファシリティ(deposit facility)を0.00%とした。また、TPI(Transmission Protection Instrument)を創設し、ECBの2%のインフレターゲット政策を保守すべく、金融政策の効果的なトランスミッションを支える買い付けを行う¹⁵。

続いて、ECBは同年9月8日の政策理事会で、政策金利を75 ベーシスポイント引き上げることを決定した。実施は9月14日からである。つまり、主要リファイナンスオペを1.25%に、限界貸付ファシリティを0.75%とし、預金ファシリティを1.50%とした¹⁶。完全に、いわゆる「マイナス金利政策」から脱却したことになる。

ユーロ域の消費者物価指数の現状については、直近では2021年12月に5.0%という目標値の2% (図の赤い線) を上回っていたが、さらに2022年6月に8.6%、7月に8.9%となり、続いて8月には、9.1%という記録を付け、9月は推定値ながら、10.0%という大台に乗っている (図表1)¹⁷。また、図表2より、エストニア、リトアニア、ラトビアというバルト3国が同年9月に推定値として、20%を大幅に上回っており、これがユーロ域の平均を引き上げていることが分かる。なお、これらの3国以外でもオランダ、ドイツにおける、特に同月の物価上昇率がユーロ域平均を超えている。一方、フランスは平均を下回る結果となっている。このようにユーロ域加盟の19カ国における差異が大きいことにも留意が必要である。

以上のような、①コロナ禍、②ウクライナ・ロシア情勢、③インフレーションという3本の要素が現代国際金融の様相を呈する主因となっている (図表3)。特に、世界各国の中央銀行は、グローバルに高まるインフレーションの対処に追われており¹⁸、物価、国債、外国為替市場のいずれへも注視しなければならない状況下にある。上記の①、②、③の3条件を鑑みると、激動する世界の政治経済の動静において、グローバル金融市場の不安定性が高まる中、プルーデンス政策(信用秩序維持政策)の重要性が増していることは確かである。また、金融危機時のみならず、平時、あるいはその中間にあたる危機に相当近い金融市場と金融機関の不安定な時期に、適切なプルーデンス政策が必要であり、その成否は実体経済(real sector)、特にマクロ経済指標にも大きな影響を与える。

¹⁵ European Central Bank. 2022. “Monetary policy decisions”, *Press Release*, 21 July.

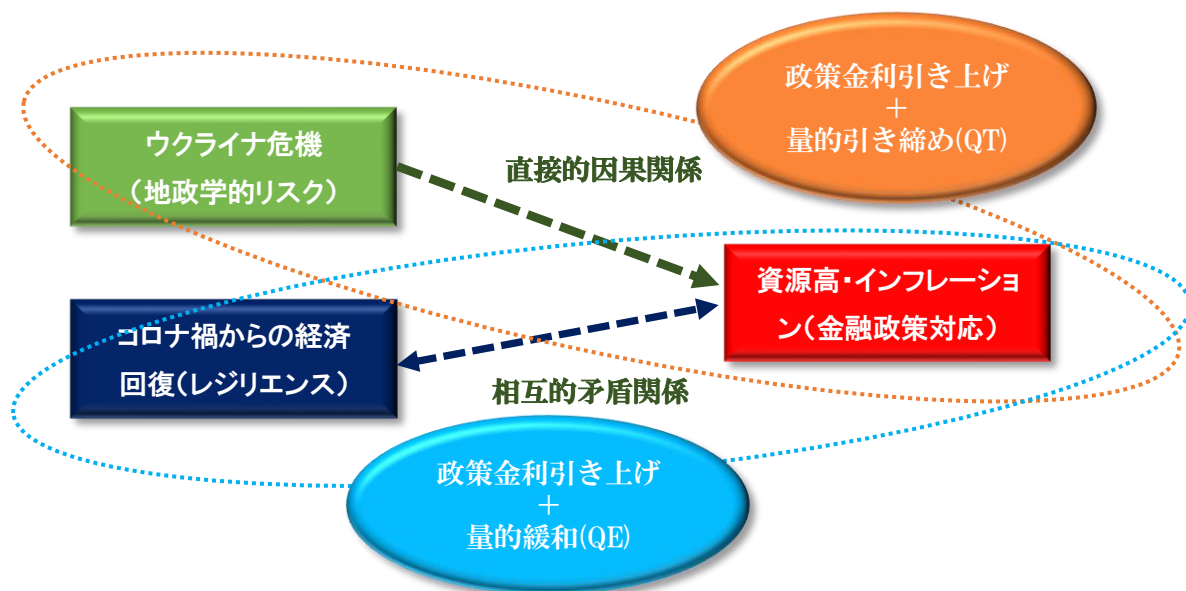
¹⁶ European Central Bank. 2022. “Monetary policy decisions”, *Press Release*, 8 September.

¹⁷ European Central Bank (2022). *Inflation rate*, in the ECB website, as of 30 September 2022.

¹⁸ 米国、ユーロ域、日本、及び英国の中央銀行が置かれた(程度に差はあれども)強いインフレーションへの喫緊の環境については、フィナンシャルタイムズで特集が組まれている。Giles, Chris, and Valentina Romei. 2022. “The escalating fight against inflation”, *Financial Times*, 24/25 September.

図表 3 は、グローバル経済の背景となる上の 3 要素 (①コロナ禍、②ウクライナ・ロシア情勢、③インフレーション) を配置し、因果関係を、(1)直接的因果関係と(2)相互的矛盾関係とに分けて整理したものである。(1)の場合は、ウクライナ危機が地政学リスクとして、直接、資源高・インフレーションを引き起こす。したがって、中央銀行としては、政策金利の引き上げと量的引き締め(QT: Quantitative Tapering)を実施することが強く求められる。具体的には、Fed や ECB 等が挙げられる。

図表 3: グローバル経済の 3 つの課題: 金融政策対応に関する 2 つの相互関係



出所：筆者作成

他方、(2)の場合は、コロナ禍からの経済回復（レジリエンス：resilience）と資源高・インフレーションは、相反する（相互に矛盾する）要素であり、本来、中央銀行の金融政策対応において両立することが容易ではない。具体的には、政策金利引き上げと量的緩和(QE: Quantitative Easing)維持との両立が考えられる。現在の日本銀行は、マイナス金利政策の継続に加え、長短金利操作付き量的・質的金融緩和(Quantitative and Qualitative Monetary Easing with Yield Curve Control)を行っている¹⁹。2%のインフレターゲット(Price Stability Target of 2 Percent)とイールドカーブ・コントロールが付随した QQE を行うことは、ウクライナ危機後のグローバルなインフレーションの最中の金融市場が不安定な時

¹⁹ 2022年10月5日現在、日本銀行の金融市場調節方針として、短期政策金利は-0.1%（マイナス金利政策：日銀当座預金の政策金利部分）、長期金利（10年物国債金利）はゼロ%程度としている（日本銀行ウェブサイトより <https://www.boj.or.jp/>）。しばしば、BOJによる0.25%での指値オペが実施されており、長期のイールドカーブ・コントロールとBOJの国債保有残高が保有全体の50%を超えていることが、金融政策の有効性と財政健全化、中央銀行としてのB/Sの健全化の上で議論となっている。

期では困難であり、特に長期金利の誘導操作には注意を要すると考えられる。

3. バーゼル規制と国際協調

中央銀行及び規制当局（財務省・金融庁に相当する監督当局）の政策において、銀行規制・監督政策は、金融政策による物価の安定、決済システムの安定と並び、金融システムの安定を図るための不可欠な政策である。しかし、一方でこれらの政策を国際的に調和させることがなぜ難しいのか。

その要因の一つに、金融危機の伝染性(contagion)が挙げられる。Armour et al. (2016) では、この伝染性は国境で食い止めることはできず、ここにグローバルに統合された(globally integrated)、一つの（何らかの）全体によって、金融システムは規制されるべきであると説く。また、これを達成するためには、高いレベルの国際的な協調(coordination)と協力(cooperation)が求められ、規制当局同士の情報の伝達、システミックな問題が生じないためのアプローチ上の「一貫性(cosistency)」、そして危機への政策措置が予期しないクロスボーダー効果をもたらさないことが保証される必要性があるとする²⁰。

特に、「一貫性」を要することは注目に値する。前述の協調、協力を統合レベルまで引き上げることは困難であるが、BCBS が指針を一貫させることで、加盟国の事実上(de facto)の基準を形成することに寄与するものである。

BCBS は、1974 年 12 月に創設された。BIS(Bank for International Settlements: 国際決済銀行)が 1930 年に創設され現在に至るまで 90 年以上の歴史を誇る機関であるのに対して、その内部組織である BCBS は 50 年に満たない委員会である。しかし、その 50 年弱の経験は、グローバルレベルでの金融システムを安定化させる高度な政策調整を行うミッションを着実に果たした実績を裏打ちしている。

BCBS は、元来は G10+スイスを原加盟国としており、日本もその一国として貢献してきた。発足当初の委員会の正式名称は、Committee on Banking Regulations and Supervisory Practices であった。その前の時期には、Groupe de Contact と呼ばれる銀行監督に関する集合体があり、これがクロスボーダー銀行監督の原点と言える。Goodhart(2011)によれば、1972 年半ばに、EEC(European Economic Community: 欧州経済共同体)の原加盟国 6 か国、すなわち、ベルギー(Belgium)、フランス(France)、ドイツ(Germany)、イタリア(Italy)、ルクセンブルグ(Luxembourg)、オランダ(Netherlands)の銀行監督当局の中級あるいは上級職員が個別のイニシアティブによって、この Groupe de

²⁰ Armour, John, Awrey, Dan, Davies, Paul, Enriques, Luca, Gordon, Jeffrey N., Mayer, Colin, and Jennifer Payne. 2016. Principles of Financial Regulation, Oxford University Press, p. 430. 同書は金融規制を網羅的かつ総合的に解題したオックスフォード大学の教授陣による良書であり、660 ページを超える分量がある。

Contact が創設された。EEC6 か国の中でも主導したキーパーソン(leading personalities)は、ルクセンブルグの Albert Dondelinger(Commissaire au Contrôle des Banques)、オランダの Huib Muller(Head of Credit Control Service of the Nederlandsche Bank)、及びベルギーの Herman Baeyens(Director of the Department for the Control of Banks, Commission Bancaire)であった。したがって、いわゆるベネルクス3国が Group de Contact の中核であり、特に Goodhart(2011)では、オランダが中心であったと述べられている²¹。

このように、銀行監督の国際協調の淵源を、ベネルクス3国に求めることができるのは、単一通貨ユーロ導入を果たしたユーロ域で、通貨統合の前段となる経済統合、さらには関税同盟を1920年代にすでに実施していた対外開放度の高いこれらの3国であったこととは無縁ではないと考えられる。

その後、BCBSの萌芽期において英国主導で国際協調が進められる。特に、イングランド銀行副総裁を務めた George Blunden、同行の銀行監督の責任者である Peter Cooke は、重要な政策調整の基盤を、1970年代半ばから1980年代にわたり固めた立役者である。Blunden は1975年から76年の間、Cooke は1977年から88年まで BCBS 議長として活躍した。なお、1973年から83年の10年間、イングランド銀行総裁の任についた Gordon Richardson は、1981年から83年という BCBS が軌道に乗る時期に、G10 中央銀行総裁委員会の議長を務めている²²。このように、BCBS がスプリングボードに乗り、プルーデンス政策の国際協調の構造的な建設を行う期間に、英国が要職を占めていたことは非常に重要な示唆を与えている。

次に、バーゼル規制の概要を見ていきたい。まず、1988年のバーゼルIである。具体的には、Basel Committee on Banking Supervision. 1988. *International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards, July* が公式文書であり、その名の通り、資本の計測と資本基準が国際的に定められた。ただし法的拘束力はない紳士協定である。国際的に業務を行う銀行(international banks)がターゲットとなっており、前年の BCBS の提案が G10 諸国によって検討され、それ以外の各国に回覧されていた²³。自己資本がリスク資産(RWA: risk weighted asset)に対して、最低8% (中核的資本の要素分は最低4%) が国際銀行に求められる基準(a target standard ratio)となった²⁴。このバーゼルIにおける、リスクウェイトモデル(risk-weighted model)やリスクベース(risk-based)をめぐる合意の背景

²¹ 以上の、Groupe de Contact の歴史的知見による見解及び解題は、Goodhart, Charles. 2011. *The Basel Committee on Banking Supervision: A History of the Early Years 1974-1997*, Cambridge University Press, p. 12 を参照。

²² 以上の BCBS 議長、G10 中央銀行総裁委員会議長の変遷については、Goodhart, *Ibid.* を参照。また、Richardson 総裁期の1979年英国銀行法については、Capie, Forrest. 2010. *The Bank of England: 1950s to 1979*, Cambridge University Press を参照。

²³ Basel Committee on Banking Supervision. 1988. *International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards, July*, p. 1.

²⁴ *Ibid.*, p. 13.

として、イングランド銀行(BOE: Bank of England)と米 Fed の総裁と幹部層の交渉があったことは注目に値する²⁵。

続いて、2004年に公表され、2006年に編纂されたバーゼル II である。2016年に取りまとめられた表題は、Basel Committee on Banking Supervision. 2006. *International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards: A Revised Framework, Comprehensive Version*, June である。3つの柱、すなわち①最低資本要件(Minimum Capital Requirements)、②監督評価プロセス(Supervisory Review Process)、そして③市場規律(Market Discipline)を打ち立て、信用リスク(credit risk: この内容が深い)、オペレーショナルリスク(operational risk)、市場リスク(market risk)、一部には金利リスク(interest rate risk)が詳細に検討され、総じて内部格付け手法(IRB: internal ratings-based approach)を始めとする大幅な改革が見られた。

さらに、先に述べたリーマンショックを始めとする2008年のGFCを踏まえ、2010年には、Basel IIIが公表された。正式名称は、Basel Committee on Banking Supervision. 2011. *Basel III: A global regulatory framework for more resilient banks and banking systems*, December 2010 (Revised June 2011)であり、2011年6月に改訂されている。資本要件の強化と精緻化、そして金融危機時に備えた資本バッファの要求をその中核としている。Common Equity Tier 1、Additional Tier 1 capital、Tier 2 capitalの詳細な説明、さらには、流動性規制としてLCR(Liquidity Coverage Ratio: 流動性カバー比率)、NSFR(Net Stable Funding Ratio: 安定調達比率)が導入された。現在は、Basel IIIの実行(implementation)が2023年に各国に導入されること(コロナ禍で当初の予定を1年延期)が目指されている。今後、CCyB(countercyclical capital buffer)を通してG-SIB(Global Systemically Important Banks)の国際銀行監督が継続して進展している。

なお、Basel IIは前述のように、2004年に策定され、2005年に改訂されたが、根本的な目的自体は、Basel Iと変わらないという指摘がある(Dragomir 2010)。つまり次の4つの柱である。第1に、金融システムの安全及び健全性の改善、第2に、競争的公平性の促進、第3に、リスク管理に対する、より包括的なアプローチの確立、第4に、複雑性と精巧さに関する様々なレベルの金融機関に適合した要件の設定が挙げられる²⁶。現在の言葉で言えば、第2の点は、レベル・プレイング・フィールド(level playing field)の保証に直結する考え方であり、第3の点は、リスクマネジメントの統合に繋がる重要な概念である。特に、個々の

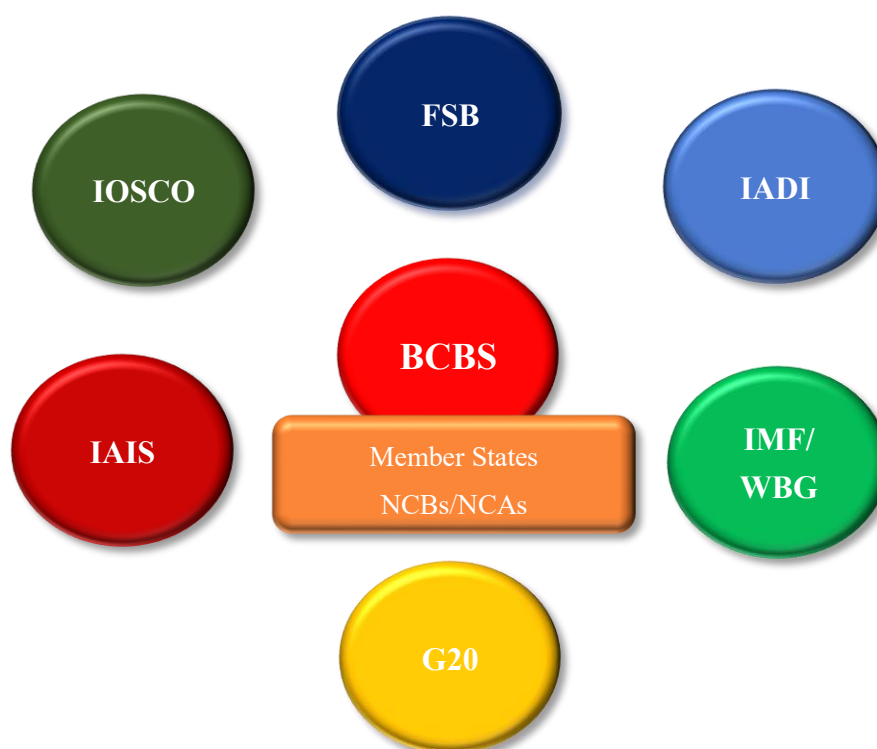
²⁵ Goodhart, Charles. 2011. *The Basel Committee on Banking Supervision: A History of the Early Years 1974-1997*, Cambridge University Press, Chapter 6の分析が詳しい。Solomon, Steven. 1995. *The Confidence Game: How Unelected Central Bankers Are Governing the Changed Global Economy*, New York: Simon & Schuster を引き合いに検討している。また、当時の Fed 議長のポール・ボルガーによる自著 Voleker, Paul A. with Harper, Christine. 2018. *Keeping at It: The Quest for Sound Money and Good Government, PublicAffairs*, Chapter 10にもこの件に関する記述がある。

²⁶ Dragomir, Larisa (2010). *European Prudential Banking Regulation and Supervision: The legal dimension*, Routledge, p. 127.

金融機関のリスクマネジメントをどのように評価するのかは、マイクロプルーデンス政策において継続する課題である。

また、バーゼルと EU との関係性について付言すれば、ECB が策定している銀行監督の評価プロセス(SREP: Supervisory Review and Evaluation Process)において、2019 年に適用する 2018 年の SREP 内容の決定には、レベル・プレイング・フィールド(level playing field)、監督基準の高度化(high standards of supervision)、そして健全なリスク評価(sound risk assessment)が 3 つの核となる柱として提唱されている²⁷。

図表 4: BCBS をめぐる対外的関係



注：NCBs は National Central Banks、NCAs は National Competent Authorities の略
出所：筆者作成

ここで、BCBS のグローバルな関係性を検討しておきたい。図表 4 は、BCBS をめぐる対外的な関係を図示したものである。まず、BCBS のメンバーシップ(membership)である。2022 年現在、加盟国・管轄権(jurisdiction)としては 28 か国・地域に及び、機関(institution)の数は 45 に上る。前者は具体的には、英語表記のアルファベット順で、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、EU、フランス、ドイツ、香港、イン

²⁷ European Central Bank/Banking Supervision (2018). *SSM SREP Methodology Booklet: 2018 SREP decisions applicable in 2019*.

ド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国である。後者は、各国・地域の中央銀行や金融監督機関がリストアップされている。例えば、EUではECBとECB/SSM(Single Supervisory Mechanism)という2機関から代表者を出しており、日本では日本銀行と金融庁が代表者を輩出している。

次に、国際金融監督機関としては、証券会社、格付け機関、金融市場の監督業務に関わるIOSCO(International Organization of Securities Commissions)、保険会社の監督業務に係るIAIS(International Association of Insurance Supervisors)があり、銀行・証券・保険の業務を横断的に監督することを主眼とするFSB(Financial Stability Board: 金融安定理事会)がある²⁸。さらに、預金保険制度の調和を画策するIADI(International Association of Deposit Insurers)があり、BCBSとFSB、IADIとのそれぞれの連携が構築されている。

そして、IMF(International Monetary Fund: 国際通貨基金)/WBG(World Bank Group: 世界銀行グループ)、さらにはG20という政治レベルにおける議題の上で、BCBSが持つ責務と影響は、グローバルなレベルでの連携性と金融危機の伝播性、金融市場の相互作用の迅速性を鑑みるに、一層多大となっている。

また、金融規制・監督政策に関する包括的視点に振り返って全体像を今一度考察してみたい。図表5では、金融規制の「間接的」な項目を4つ挙げられている。第1に情報の開示、第2にリスク管理、第3にガバナンス、第4に自己資本比率規制・流動性規制である。バーゼル規制は第4の自己資本比率規制を嚆矢とするものである(1988年のバーゼルI)。これは広義に意味を取ると、第2のリスク管理を「事前に(ex-ante)」行っていると言える。しかし、バーゼル規制の淵源をたどれば、例えば1970年代後半に金融当局同士の情報交換(exchange of information)によって、ホスト国(host countries)と母国(home countries)の監督当局同士が、それぞれが管轄する金融機関の経営状況をモニタリングし、その情報を交換することが重要とされていた²⁹。

図表5：金融機関に対する「間接規制」に係る4つの項目（神田[2022]による整理）

| 情報の開示 | リスク管理 | ガバナンス | 自己資本比率規制・流動性規制 |
|-------|-------|-------|----------------|
|-------|-------|-------|----------------|

²⁸ FSBの政策に関する考察として、佐藤秀樹(2022)「FSB(金融安定理事会)の活路：グローバル金融規制と監督の調和への挑戦」*Discussion Paper Series*, Faculty of Economics and Management, Institute of Human and Social Sciences, Kanazawa University, No. 64がある。

²⁹ 萌芽期のBCBSの分析として、Sato, Hideki. 2019. “The UK's Initiative on International Banking Supervision in the 1980s: Basel Process and International Cooperation on Prudential Policies”, *Discussion Paper Series*, No. 50, Faculty of Economics and Management, Kanazawa Universityがある。

出所の神田 (2022)³⁰による指摘の通り、金融規制のフィールドにおいては、グローバルな観点から見ても、気候変動のアジェンダをプルーデンス政策にどのように取り込むかが課題となっている。例えば、FSBが主導しているTCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures: 気候関連財務情報開示タスクフォース)は、主要企業に開示(ディスクロージャー)を求めるモメンタムとなっている。佐藤 (2021)³¹においては、欧州のグリーンディール政策の分析の中で、TCFDの重要性について言及している。

他方で、バーゼル規制の強化が精緻化されることには米国の大手銀行業界からの反発もある。普通株等のTier 1比率4.5%をベースに、米国Fedが実施するストレステストの結果を用いるSCB(Stress Capital Buffer)が要求される。そのSCBは総合的な資本要件のレビューの枠組みであるCCAR(Comprehensive Capital Analysis and Review)の一環として注目される。また、FSBがG-SIBsに、規模別に要求する上積み(オーバーラップ)の資本も追加負担となるという見方がある³²。

銀行規制は繰り返す金融危機を事前に防止するための、必要条件であり、これは事後的な政策対応を軽減する、ひいてはシステミック・リスク³³の予防に貢献することは自明である。また、リーマンショック後に顕在化したマクロプルーデンス政策の使命がシステミック・リスクの削減(望むべくは消滅)であるがゆえに、融資の増加を阻む銀行規制は、銀行業界から厭われて当然であろう。本稿では、冒頭で述べたように「銀行」に焦点を絞っているがための見解となっているが、他の2分野である証券(投資銀行)業務、保険業務とは異なる業界からの対応と理解が求められるところである。保険については、その位置付けは別途考察

³⁰ 神田秀樹 (2022)「二一世紀の六大課題と金融法制：第3回サステナビリティ」『書齋の窓』2022年9月号、No. 683。本雑誌の冒頭をシリーズとして同氏が解題している金融規制の基本的なフレームワークは、プルーデンス政策の研究に際して一定の示唆を与えるものである。

³¹ 佐藤秀樹 (2021)「欧州金融統合の新局面：復興基金とグリーンディール政策のダイナミクス」*Discussion Paper Series*, No. 63, Faculty of Economics and Management, Institute of Human and Social Sciences, Kanazawa University, 27 December。ここでは、EUにとって復興基金と並びグリーンディール政策がいかに重要であるかという論点に着目しているが、EUの先進的な政策企図が「グローバル」レベルで気候変動対策の国際協調を牽引していることは見逃せない。

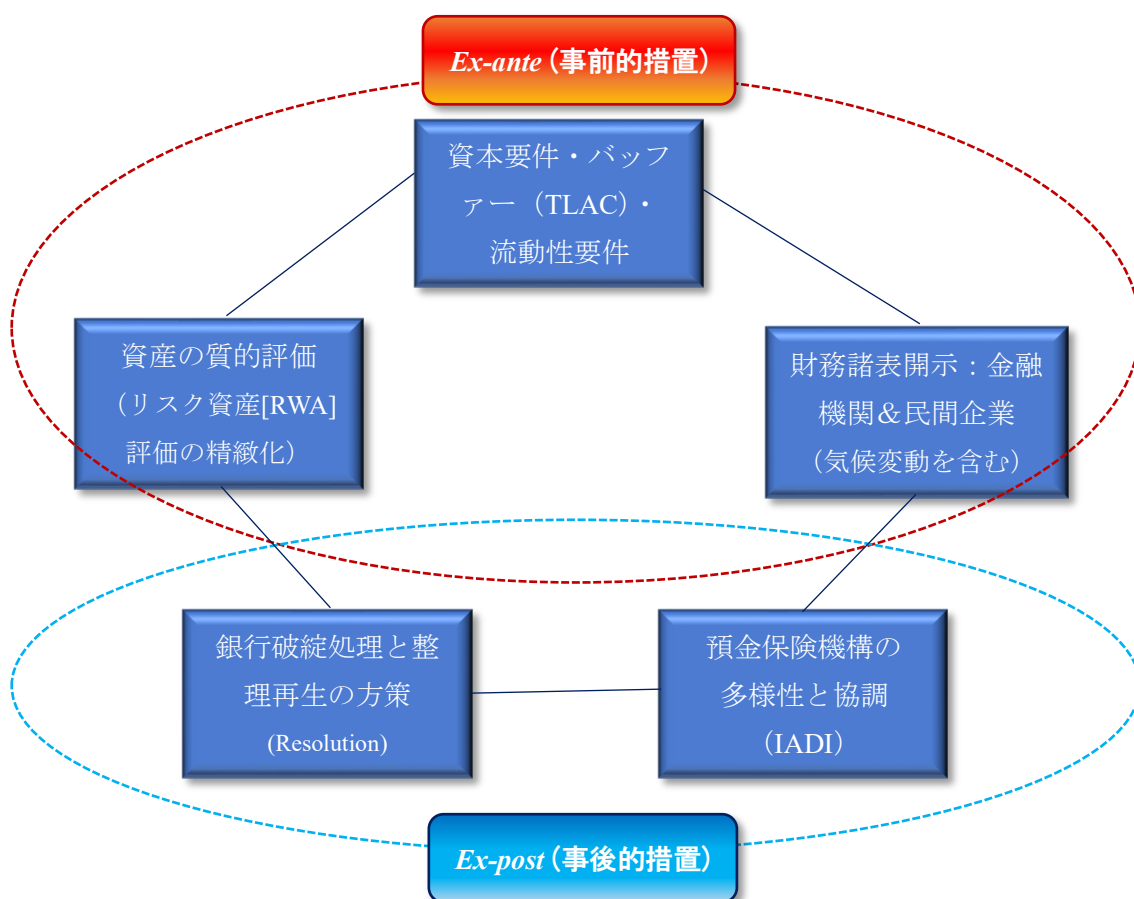
³² SCBについては、Federal Reserve. 2020. “Federal Reserve Board approves rule to simplify its capital rules for large banks, preserving the strong capital requirements already in place”, *Press Release*, 4 March が参考となる。また、CCARに関しては、Federal Reserve. 2020. *Comprehensive Capital Analysis and Review 2020, Summary Instructions – March 2020*を参照。米国大手銀行の株価の推移と融資の増減率については、『日本経済新聞』2022年10月3日付朝刊で解説されている。

³³ システミック・リスクへの対処の難しさには、金融システムの最も不明瞭な(most obscure)な個所から同リスクが発生する点があり、政策立案者が苦心していることが指摘されている。これはシンプルであるが不変の事態である。Danielsson, Jón. 2022. *The Illusion of Control: Why Financial Crises Happen, and What We Can (and Can't) Do About it*, Yale University Press, p. 25を参照。また、同書は2022年の新刊であるが、Goodhart Law (グットハートの法則)についても言及している。

する必要があるが、少なくとも証券（投資銀行）業務とは明確な分離(separation)が行われる必要がある。

もともと、大陸欧州ではユニバーサルバンク・システムが固有の制度として色濃く銀行システムに構造的に存在しているため、separation は徹底されているとは言えない。さらに、銀行危機が生じた際の、銀行破綻処理の方策として、銀行の債権者に負担を求めるベイルイン(bail-ins)が、これまでの公的資金を原資とする、つまり国家財政に負担を要求するベイルアウト(bail-outs)に置き換わろうとしている（もちろん、ベイルアウトの迅速性と規模に着目した利点を説いている研究がある）。銀行規制は、このようにレギュレーションの市場化(marketization)を通して、進化する可能性を秘めている。

図表 6：今後のグローバル・プルーデンス政策の集約ポイント 出所：筆者作成



図表 6 は、今後のグローバル・プルーデンス政策の集約のポイントを図示したものである。ここでは一国の政策ではなく、グローバルな政策項目に絞っている。政策措置の対応として、「事前的措施(ex-ante)」と「事後的措施(ex-post)」に区分している。

前者としては、資本要件・資本バッファ（TLAC 等）・流動性要件という銀行規制の中核である資本の適切性(capital adequacy)が不可欠である。加えて、資産の質的評価（リス

ク資産[RWA: Risk Weighted Assets]評価の精緻化) が求められ、さらに金融機関及び民間企業の財務諸表開示(financial disclosure)が重要と考えられる。Disclosure については、気候変動(climate-related change)対応のためにグローバルレベルで問われている喫緊の課題となっている³⁴。

後者としては、第 1 に、銀行破綻処理(resolution)と整理再生(recovery)の方策である。EU では、銀行再生破綻処理指令(BRRD: Bank Recovery and Resolution Directive)が 2014 年に施行され、銀行破綻処理に関する 4 つのツールが明示された³⁵。すなわち、sale of business, bridge institution, asset separation, そして先にも述べた bail-in である。このような銀行危機時における破綻及び整理のツールを画一化することは EU ならではの政策であり、欧州銀行同盟(EBU: European Banking Union)の 3 本柱の 2 本目に当たるものである。グローバルレベルでは、FSB が Key Attributes と称される銀行破綻処理についての 12 の指針を 2014 年 10 月(初版は 2011 年 10 月)に発表しており³⁶、bail-in の方向性を示し、再生破綻処理計画(recovery and resolution planning)の作成を含めた効果的な方法を提示している。2008 年の GFC を引き起こした TBTF 対策への強い必要性が Key Attributes の根本にある。第 2 に、預金保険機構の多様性と協調が挙げられる。これは、世界の預金保険機構の国際機関である前述の IADI が効率的な預金保険制度の調和を目指して、柔らかなスタンスを用いて情報交換を行っている。こちらも 16 の基本原則(Core Principles)を 2014 年に発表している³⁷。なお、2009 年に BCBS と IADI が共同で Core Principles を公表して、ベンチマークを設定したことから、BCBS-IADI の連携体制が成り立っている³⁸。なお、IADI の Core Principles は、BCBS の Core Principles³⁹とともに、FSB が統括している Key

³⁴ 気候変動の取り組みについては、2021 年に英グラスゴーで開催された COP26 を契機に、政府・当局レベルのみならず、民間企業(特に大手企業)の取り組みを促進する GFANZ(Glasgow Financial Alliance for Net Zero)が創設されたことは注目に値する。なお、GFANZ の創設者である Mark Carney 氏(UN Special Envoy on Climate Action and Finance)は、イングランド銀行前総裁であり、FSB 議長も務めた中央銀行業務に精通した人物である。また、Carney, Mark. 2021. *Value(s): Building a Better World for All*, William Collins も参照。

³⁵ European Union. 2014. “Directive 2014/59/EU of the European Parliament and of the Council of 15 May 2014, establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and amending Council Directive 82/891/EEC, and Directives 2001/24/EC, 2002/47/EC, 2004/25/EC, 2005/56/EC, 2007/36/EC, 2011/35/EU, 2012/30/EU and 2013/36/EU, and Regulations (EU) No 1093/2010 and (EU) No 648/2012, of the European Parliament and of the Council”, *Official Journal of the European Union*, L 173, 12.6.2014.

³⁶ Financial Stability Board. 2014. *Key Attributes of Effective Resolution Regimes for Financial Institutions*, 15 October.

³⁷ International Association of Deposit Insurers. 2014. *IADI Core Principles for Effective Deposit Insurance Systems*, November.

³⁸ IADI の連携関係については website の解説(<https://www.iadi.org/en/core-principles-and-guidance/core-principles/>)を参照。

³⁹ Basel Committee on Banking Supervision. 2012. *Core Principles for Effective*

Standards for Sound Financial Systems の一角を成している。このような IADI の政策的取り組み、つまり一国で完結してきた預金保険制度に関する方向性をグローバルレベルで示すこと自体に意味があり、その取り組みは、預金者保護に寄与するばかりか、銀行破綻処理の際に、当該銀行の免許失効後の資産の整理がどのように「秩序立てて」行われるかが問われるレシーバーシップ(receivership)の在り方⁴⁰を検討する上で、前述の FSB の Key Attributes との一貫性⁴¹に見られるように、危機後の「事後対応」に貢献する。キーワードは“orderly(秩序立てて)”であり、整理破綻処理において、TBTF を回避するべく、いかに orderly に resolution するのが世界の共通課題となっている。

以上のように、事後的措置としての銀行破綻処理と預金保険制度の国際的な協調は、波及度の高い銀行危機に対して、いかにネガティブな影響を最小限に食い止めるかという点で、不可欠な機能を発揮している。

4. 総括：4つの視点からの今後の展望

以上、国際銀行規制・監督における政策協調の要として BCBS の在り方を総合的に見てきた。以下、4つの視点について、結びとして簡潔に整理する。

第1に、歴史的な視点である。1974年12月創設以降のバーゼル銀行監督委員会通史の観点からすると、BIS 自体が両大戦間期の1930年にドイツの賠償問題を主題とする国際機関として発足して以来の90年を超える歴史に比較すると、BCBSは50年に満たないBIS内部の委員会である。なお、2020年にBIS創設90周年を記念した図書が刊行されている⁴²。しかし、BCBSは、金融のグローバル化、金融取引の発展、FinTechやCBDC(Central Bank Digital Currency: 中央銀行デジタル通貨)に伴い、ますますその重要性を高めている。また、先に見たように、クロスセクションとしての金融規制と金融監督で存在意義を示すFSBとの連携も欠かせない。

第2に、アプローチ(approach)と方法論(methodology)である。銀行規制、銀行監督の国

Banking Supervision, September.

⁴⁰ International Association of Deposit Insurers. 2014. *IADI Core Principles for Effective Deposit Insurance Systems*, November, p. 9.

⁴¹ International Association of Deposit Insurers. 2014. *IADI Core Principles for Effective Deposit Insurance Systems*, November, p. 7の改訂にあたってのポイントを参照。

⁴² Borio, Claudio, Claessens, Stijn, Clement, Piet, McCauley, Robert N., and Hyun Song Shin (eds.) 2020. *Promoting Global Monetary and Financial Stability: The Bank for International Settlements after Bretton Woods, 1973-2020*, Cambridge University Press. ここで表題にある“Promoting Global Monetary and Financial Stability”に金融の安定化に加えて通貨の安定化(monetary stability)が並記されており、プルーデンス政策のみならず、為替相場体制を含めた各国通貨や為替取引、ひいては決済(settlement)の安定化と発展を示唆しているものと思われる。

際協調を図るという難易度の高いミッションを達成するためには、アプローチ及び方法論において柔軟性(flexibility)を確保しなければならない。そこで、法的拘束力を持つ(すなわち、罰則規定を持つ)ハードローではなく、紳士協定であるソフトローアプローチを駆使して、銀行システムが多様化し、ゆえに銀行監督も加盟国ごとに大きく異なる政策を「調和(harmonization)」させるのである。そこでは、統一(unification あるいは integration)を目指しているのではなく、収斂(convergence)にとどまる。ここに、事実上(de facto)の規制の策定をガイドライン(guideline)や原則(principle)を示すことで実施する方法を採っている。

第3に、BCBSの特質である開放性である。1974年発足当時は、欧州諸国を中心とするG10とスイスが原加盟国であった。欧州のアウトサイダーとしては、わずか3カ国、すなわち、米国、カナダ、そして日本が原加盟国であった。日本も発足当時からG10の一国として意見を提示していた。しかし、数の論理で言えば、大勢を占めるのはヨーロッパであり、ヨーロッパは1957年に締結されたローマ条約(Treaty of Rome)⁴³以来、共同市場(common market)の創設を狙って政策協調を目指してきた連合体である。やはり、銀行規制の国際協調において、主体的に議論を集約してきた実績と必然性があると言える。そして、現在に至るまで加盟国を拡大させ、新興国を含めた議論参加の場を継続的に提供してきた。国際銀行監督者会議(ICBS: International Conference of Banking Supervisors)は、その好例である。1979年7月の第1回ロンドン会議(英国が主催)を出発点とし、主要国で開催されてきた。

第4に、今後のBCBSに期待される役割である。本稿で述べたように、世界経済は2022年現在、物価高に追われる金融政策、コロナ禍からの脱出に向けた経済政策(金融政策はこことも関係する)、ドルの独歩高による各国為替相場のボラティリティ、英国のトラス政権下でのポンドの動向と拡張的財政政策の方針、並びに緊急の国債政策、また、イタリアでの新政権誕生に伴う長期金利市場(国債市場)の不安定化など、多くの不安定要素が作用する環境下にある。また、長期的には気候変動(climate change)に向けたプルーデンス政策の対応も求められている。逆に言えば、取り組むべき課題が多様化する分、柔軟性を発揮する効果が顕在化するのである。グローバル市場が不安定性を強める状況であるからこそ、世界の通貨・金融の安定性を促進することを目標に掲げるBCBSが、柔軟性を通してその真価を見出していくと考えられるのである。

謝辞：インタビューとディスカッション（バーゼル、フランクフルト）

本研究の実施にあたり、2019年12月におけるスイス・バーゼルのBIS本部でのBIS、BCBSのエキスパートの方々、及び2020年3月における同じくBIS本部でのFSBのエキスパートの方々、ゲーテフランクフルト大学(SAFE)及びフランクフルトビジネススクールの研究者の方々、そしてドイツブンデスバンクのエキスパートの方々とのインタビューとディスカッションを開催させて頂いたことに記して感謝を申し上げます。

⁴³ ローマ条約の英語での全文として、*Treaty setting up The European Economic Community, Rome, 25th March, 1957*, London, Her Majesty's Stationery Office がある。

参考文献一覽

- Alexander, Kern, Dhumale, Rahul and John Eatwell. 2006. *Global Governance of Financial Systems: The International Regulation of Systemic Risk*, Oxford University Press.
- Armour, John, Awrey, Dan, Davies, Paul, Enriques, Luca, Gordon, Jeffrey N., Mayer, Colin, and Jennifer Payne. 2016. *Principles of Financial Regulation*, Oxford University Press.
- Basel Committee on Banking Supervision. 2012. *Core Principles for Effective Banking Supervision*, September.
- Basel Committee on Banking Supervision. 2021. *Climate-related risk drivers and their transmission channels*, April.
- Basel Committee on Banking Supervision. 2021. *Climate-related financial risks – measurement methodologies*, April.
- Basel Committee on Banking Supervision. 2012. *Core Principles for Effective Banking Supervision*, September.
- Basel Committee on Banking Supervision. 2011. *Basel III: A global regulatory framework for more resilient banks and banking systems*, December 2010 (Revised June 2011).
- Basel Committee on Banking Supervision. 2006. *International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards: A Revised Framework, Comprehensive Version*, June.
- Basel Committee on Banking Supervision. 1988. *International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards*, July.
- Borio, Claudio, Claessens, Stijn, Clement, Piet, McCauley, Robert N., and Hyun Song Shin (eds.) 2020. *Promoting Global Monetary and Financial Stability: The Bank for International Settlements after Bretton Woods, 1973-2020*, Cambridge University Press.
- Brummer, Chris. 2020. “Soft Law and the BIS”, in Borio, Claudio, Claessens, Stijn, Clement, Piet, McCauley, Robert N., and Hyun Song Shin (eds.) *Promoting Global Monetary and Financial Stability: The Bank for International Settlements after Bretton Woods, 1973-2020*, Cambridge University Press.
- Brummer, Chris. (2015). *Soft Law and the Global Financial System: Rule Making in the 21st Century*, Second Edition, Cambridge University Press
- Busch, Andreas. 2009. *Banking Regulation and Globalization*, Oxford University Press.

- Capie, Forrest. 2010. *The Bank of England: 1950s to 1979*, Cambridge University Press.
- Carney, Mark. 2021. *Value(s): Building a Better World for All*, William Collins.
- Colombini, Fabiano (ed.) 2018. *Raising Capital or Improving Risk Management and Efficiency?: Key Issues in the Evolution of Regulation and Supervision in European Banks*, Palgrave Macmillan.
- Committee on Banking Regulations and Supervisory Practices. 1983. *Principles for the Supervision of Banks' Foreign Establishments*, May.
- Committee on Banking Regulations and Supervisory Practices. 1975. *Report to the Governors on the supervision of banks' foreign establishments*, Confidential, BS/75/44e, 26th September.
- Daniélsson, Jón. 2022. *The Illusion of Control: Why Financial Crises Happen, and What We Can (and Can't) Do About it*, Yale University Press.
- Davis, Kevin. 2019. "Central Banking and Prudential Regulation: How the Wheel Turns", in Mayes, David G., Siklos, Pierre L. and Jan-Egbert Sturm (eds.) 2019. *The Oxford Handbook of the Economics of Central Banking*, Oxford University Press.
- Dragomir, Larisa (2010). *European Prudential Banking Regulation and Supervision: The legal dimension*, Routledge.
- European Central Bank. 2022. "Monetary policy decisions", *Press Release*, 8 September.
- European Central Bank. 2022. "Monetary policy decisions", *Press Release*, 21 July.
- European Central Bank/Banking Supervision (2018). European Central Bank/Banking Supervision (2018). *SSM SREP Methodology Booklet: 2018 SREP decisions applicable in 2019*.
- European Union. 2014. "Directive 2014/59/EU of the European Parliament and of the Council of 15 May 2014, establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and amending Council Directive 82/891/EEC, and Directives 2001/24/EC, 2002/47/EC, 2004/25/EC, 2005/56/EC, 2007/36/EC, 2011/35/EU, 2012/30/EU and 2013/36/EU, and Regulations (EU) No 1093/2010 and (EU) No 648/2012, of the European Parliament and of the Council", *Official Journal of the European Union*, L 173, 12.6.2014.
- Federal Reserve. 2022. "Federal Reserve issues FOMC statement", *Press Release*, 21 September.
- Federal Reserve. 2022. "Federal Reserve issues FOMC statement", *Press Release*, 27 July.
- Federal Reserve. 2022. *Minutes of Federal Open Market Committee June 14-15*,

2022, 6 July.

- Federal Reserve. 2022. “Federal Reserve issues FOMC statement”, *Press Release*, June 15.
- Federal Reserve. 2022. “Federal Reserve issues FOMC statement”, *Press Release*, May 4.
- Federal Reserve. 2022. “Plans for Reducing the Size of the Federal Reserve’s Balance Sheet”, *Press Release*, May 4.
- Federal Reserve. 2020. “Federal Reserve Board approves rule to simplify its capital rules for large banks, preserving the strong capital requirements already in place”, *Press Release*, 4 March.
- Federal Reserve. 2020. *Comprehensive Capital Analysis and Review 2020, Summary Instructions – March 2020*.
- Financial Stability Board. 2014. *Key Attributes of Effective Resolution Regimes for Financial Institutions*, 15 October.
- Gardener, Edward P.M. (ed.) 1986. *UK Banking Supervision: Evolution, Practice and Issues*, Allen & Unwin.
- Giles, Chris, and Valentina Romei. 2022. “The escalating fight against inflation”, *Financial Times*, 24/25 September.
- Goodhart, Charles. 2011. *The Basel Committee on Banking Supervision: A History of the Early Years 1974-1997*, Cambridge University Press.
- Howarth, David, and Lucia Quaglia. 2016. *The Political Economy of European Banking Union*, Oxford University Press.
- International Association of Deposit Insurers. 2014. *IADI Core Principles for Effective Deposit Insurance Systems*, November.
- Mayes, David G., Siklos, Pierre L. and Jan-Egbert Sturm (eds.) 2019. *The Oxford Handbook of the Economics of Central Banking*, Oxford University Press.
- Norton, Joseph J., Cheng, Chia-Jui, and I. Fletcher (eds.) 1994. *International Banking Regulation and Supervision: Change and Transformation in the 1990s*, Graham & Trotman / Martinus Nijhoff Publishers.
- Penn, Graham. 1989. *Banking Supervision: Regulation of the UK Banking Sector under the Banking Act 1987*, Butterworths.
- Powell, Jerome H. 2022. *Monetary Policy and Price Stability*, at “Reassessing Constraints on the Economy and Policy”, an economic policy symposium sponsored by the Federal Reserve Bank of Kansas City, Jackson Hole, Wyoming.
- Revell, Jack. 1976. “Reforming UK bank supervision”, *The Banker*, Vol. 126, No. 607, September.

- Revell, Jack. 1973. *The British Financial System*, The Macmillan Press.
- Sato, Hideki. 2019. “The UK's Initiative on International Banking Supervision in the 1980s: Basel Process and International Cooperation on Prudential Policies”, *Discussion Paper Series*, No. 50, Faculty of Economics and Management, Kanazawa University.
- Toniolo, Gianni. (With the assistance of Piet Clement). 2005. *Central Bank Cooperation at the Bank for International Settlements, 1930-1973*, Cambridge University Press.
- US Bureau of Statistics. 2022. “Consumer Price Index Summary”, *Economic News Release*, 13 July 2022.
- Volcker, Paul A. with Harper, Christine. 2018. *Keeping at It: The Quest for Sound Money and Good Government*, PublicAffairs.
- Walker, George Alexander. 2001. *International Banking Regulation: Law, Policy and Practice*, Kluwer Law International.
- *Treaty setting up The European Economic Community, Rome, 25th March, 1957*, London, Her Majesty's Stationery Office.
- 神田秀樹 (2022) 「二一世紀の六大課題と金融法制：第3回サステナビリティ」『書齋の窓』2022年9月号、No. 683。
- 佐藤秀樹 (2022) 「FSB (金融安定理事会) の活路：グローバル金融規制と監督の調和への挑戦」 *Discussion Paper Series*, Faculty of Economics and Management, Institute of Human and Social Sciences, Kanazawa University, No. 64.
- 佐藤秀樹 (2022) 「銀行監督論総論：なぜ金融システム安定化のために銀行監督が必要なのか」『金沢大学経済論集』第42巻第2号。
- 佐藤秀樹 (2021) 「欧州金融統合の新局面：復興基金とグリーンディール政策のダイナミクス」 *Discussion Paper Series*, No. 63, Faculty of Economics and Management, Institute of Human and Social Sciences, Kanazawa University, 27 December.
- 秀島弘高 (2021) 『バーゼル委員会の舞台裏：国際的な金融規制はいかに作られるか』金融財政事情研究会。
- 藤田勉・野崎浩成 (2011) 『バーゼル III は日本の金融機関をどう変えるか：グローバル金融制度改革の本質』日本経済新聞出版社。
- 宮内惇至 (2015) 『金融危機とバーゼル規制の経済学：リスク管理から見る金融システム』勁草書房。
- 矢後和彦 (2010) 『国際決済銀行の20世紀』蒼天社出版。
- 渡部訓 (2012) 『バーゼルプロセス：金融システム安定への挑戦』蒼天社出版。
- 『日本経済新聞』2022年10月3日付朝刊。
- 『日本経済新聞』2022年7月14日付朝刊。